

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 45 号

兵庫県立大学工学研究科功績賞の授与等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科又は姫路工学キャンパス経営部（以下「工学研究科等」という。）に勤務する教職員のうち、教育、研究及び社会貢献において、特に顕著な功績があると認められた者を顕彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰は、教職員が次の各号の一に該当する教職員に、これを行うことができる。

- (1) 工学部・工学研究科の教育活動において、工学部・工学研究科への寄与が特に顕著であると評価された者
- (2) 工学部・工学研究科の研究活動において、工学部・工学研究科への寄与が特に顕著であると評価された者
- (3) 工学部・工学研究科の社会貢献活動において、工学部・工学研究科への寄与が特に顕著であると評価された者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、工学部・工学研究科への寄与が特に顕著であると評価された者

(被表彰者の選考)

第 3 条 工学研究科・工学部運営会議規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 4 号）第 3 条第 2 号から第 6 号に規定する者は、前条各号のいずれかに該当すると認められる工学研究科等の教職員を工学研究科長（以下「研究科長」という。）に推薦することができる。

2 被表彰者の選考は、前項の推薦に基づき、工学研究科・工学部運営会議で審議し、決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、研究科長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 表彰には副賞を添えることができる。

(選考及び表彰の時期)

第 5 条 選考の時期は、原則として毎年 12 月とし、表彰の時期は、翌 1 月とする。

(公表)

第 6 条 被表彰者は、学内広報及び工学研究科のホームページ上に公表し、その名誉をたたえるものとする。

(庶務)

第 7 条 功績賞の授与等に関する庶務は、経営部総務課が行う。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は、工学研究科・工学部運営会議の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 3 日一部改正）

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。